

## 昭和戦前期における少年教護委員の実態史研究

静岡英和学院大学 佐々木光郎 (2020)

[キーワード] 院外教護、専門性、行政の末端機関化

### 1. 研究目的

ここでの昭和戦前期とは、少年教護法が施行(1934)されたときから太平洋戦争の終戦(1945)までとする。少年教護法は地方長官(道府県知事)に対し「少年教護ノ為少年教護委員ヲ置クベシ」(第6条)と規定し、少年教護委員を置くことを義務づけた。

本研究では、この時期における少年教護委員制度はどのように展開したのか、少年教護委員はいかなる活動を行ったのかなどの実態史を明らかにすることを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

#### (1) 研究の視点

少年教護法の立法趣旨は、少年教護実践は少年教護院における院内教護のみが担うものではなく、地域社会においては少年教護委員が院外教護を行うこととした。同委員には、「方面委員、教育家、宗教家、社会事業家」のほか、「其ノ他理解アル適任者」として道府県の教護行政の事務を掌る官吏らが選定された。ちなみに1938年3月末現在、全国で10,673名余が選ばれ方面委員が8割弱を占めた。このように、本制度は民間人によるボランティアによって支えられ、委員は「給与しない」「名誉職」として位置づけられた。本制度は少年教護事業における「社会化」の進展といえることができる。

少年教護制度は10余年間しか存在しなかったが、方面委員制度とともに戦後の民生委員・児童委員制度へつながる底流となったといえる。しかし、全国教護協議会『教護事業六十年』(1964)では、「一部の地方を除いては有名無実で、辞令を貰ったことも忘れていた」というような委員が多数いるという状態であった」と、総括している。そこで、振るわなかった理由について、制度上および運用上における問題点を検証する必要がある。

#### (2) 先行研究

戦前では、三浦慈圓『少年教護法の解説と教護教育』(1935)のほか、高谷九一郎「方面委員、少年教護委員と児童保護」『児童保護』第11巻第9号(1941)、関根宗次「少年教護委員の取扱事例」『児童保護』第12巻第8号(1942)などがある。直近では、寺脇隆夫・石原剛志『『児童保護』(復刻版)/別冊『児童保護』解説』(2005)が、「少年教護委員の活動と院外教護」を取り上げている。

#### (3) 研究の方法

日本少年教護協会が1943年6月まで継続的に発刊した『児童保護』誌を主資料に用い、適宜、『日本社会事業年鑑』、『少年教護時報』や各少年教護院の『要覧』等のほか、一部、

都道府県庁文書の関係資料を分析し検討した。

### 3. 倫理的配慮

原資料のなかに、今日では「差別用語」と言えるものを含む場合、注解をつけて掲載した。事例を取り上げる際は、子ども・家族名等は実際のイニシアルを用いず匿名化し紹介したほか、内容も本質を損わない範囲で作り直すなどの配慮を行った。

### 4. 研究結果

少年教護院への入院の「具申」「出願」があっても、施設側がすべての対象者を受け入れられなかった。そこで、地域の力(少年教護委員)で善導し「忠良なる」「天皇ノ赤子」に育てあげることが、地域社会の治安上からも、当該の子どもにも有益であると考えられた。同委員に地域の商工主、医師、僧侶らの有力者や小学校の教員等を充てた。

不良の子ども・家族に対し、「親となり、兄姉とな」る「同情」の態度が必要とされ、さらに、職務に「必要ナル技術智識」の「専門性」が求められた。職務は、①担当地区の不良の子どもを早期に発見し、本人および家族の相談にのる。②不良が深化しあるいは保護環境が悪いときなど、知事に少年教護院への入院を具申する(少年教護法第13条)。③知事が「観察処分」に附した子どもや、少年教護院を仮退院した子どもの「観察」を行う(少年教護法第10条)。④地域において啓蒙活動や少年団等の善導活動を行う。

③についてみると、全国(1939年度)で「観察に附したる者」は「男子517名、女子54名」で、この観察業務を担った少年教護委員は全委員の1割にも満たなかった(『児童保護』第11巻第12号、1941)。当初「在野性」をもち行政から相対的に距離をもったが、太平洋戦争の戦時下では、父の出征、母の勤労働員による親不在家庭の「不良化防止」の国策を浸透させるための教化活動の役割を担い、道府県の教護行政の末端機関と化した。

### 5. 考察

少年教護委員制度は、少年教護院と協働し地域(民間人)の力で不良の子どもを改善しようとした画期的な制度であったが、少年教護法の理念を十分に具現化できず、全体として形式だけの制度にとどまった。委員の選ぶ過程では既存の方面委員制度に依拠し過ぎ、道府県の教護行政による人材の育成、その実践支援が後回しとなった。

かかる活動不振の理由として、①道府県の教護行政の指導性が弱く、かつ財政的措置がなかったこと、②方面委員、学校長等を形式的に選定したために、委員となった者が職務への認識(動機づけ)に乏しかったこと、③委員には専門性が必要でその「修得錬磨ニ努ム」ることとなっていたが、研修体制や内容も貧弱であったこと、⑤2,3の例を除いては少年教護院(専門者集団)のほうが民間人の行う教護実践をうまく育てなかったこと、などがあげられる。このようなこの時期における院外教護実践の特質(脆弱性)を指摘できる。